

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 横浜市中区本町6-50-10
 横浜市役所19階
 事業者名 横浜市
 代表者名 横浜市交通事業管理者 三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス停車車両	<ul style="list-style-type: none"> バス乗降環境の整備 バス車種の多様化により、降車位置が既存のバス停に合わなくなるという事象が発生したバス停について、ガードパイプや植栽の移植、点字ブロックの位置変更等を行う。 車両 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両で運行を行っており、引き続き同基準に適合した車両を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> バス停について、ガードパイプや植栽の移植、点字ブロックの位置変更等を行った。 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両の運行と購入を行った。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 乗務員に対するマニュアルの更新・配付 職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 役務の提供の方法に関する乗務員向けマニュアルを定期的に更新し、全乗務員及び職員に配付する。 接遇向上研修等において、職員の教育訓練を実施する。 車いすをご利用のお客様へ向け、ウェブサイトにおいてバスの乗車方法の説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルを更新し、全職員へ配布した。 年間を通じて、乗務員研修を行い、接遇向上を図った。 車いすをご利用のお客様へ向けた、バスの乗車方法を説明した動画を公開した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員による乗降サポート	1人での乗降が難しいお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートする。	積極的なサポートに努めた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
交通安全啓発イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の方に安心してバスをご利用いただけるよう、イベントを通して啓発活動を行う。 ・ 高齢者施設や障害者施設に出向き、バスの乗り方教室や、バスに親しんでいただく機会を設ける。 ・ 健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、教材を用いた高齢者の疑似体験や、車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行う。 	各営業所で乗り方教室等を実施する等、イベントや啓発活動の機会を設けた。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に新採用乗務員を対象に、3分以内を目安として車いすの乗降・固定の一連作業をスムーズに行えるよう教育する。 ・ 高齢者の方への理解を深めて適切なサポートができるよう、高齢者体験キットを乗務員が身に付け、バスの乗降体験を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新採用乗務員全員に車いすの固定方法等を研修で指導した。 ・ 高齢者体験キットを装着したバスの乗降体験や、バス停での実車研修を行った。 ・ 接遇向上研修において様々な障害をお持ちの方を想定した対応方法を指導した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ 高齢者障害者等用施設のウェブサイト等への適切な広報及び啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトでの広報及び啓発を行う。(交通安全動画) ・ 車内へのマナーポスターの掲出を通じて広報・啓発を行う。 	・ 交通安全動画をYouTubeや区役所のサイネージ等で放映し、啓発を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

該当無し

(3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトにて公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	788	788	761	27	0		0	0			0			
年度内に 供用を開 始した車 両数	42	42	42	0	0		0	0			0			
年度内に 供用を廃 止した車 両数	42	42	42	0	0		0	0			0			
年度末車 両数	788	788	761	27	0		0	0			0			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。